



(「住民と自治」6月号付録)

2005年6月号のおもな内容

- ・第30回通常総会の開催告示…………… 1
- ・特集 憲法・平和
NY・NPT要請行動報告…………… 2
憲法改正国民投票法案の問題点… 4
私と憲法 執筆・出版…………… 6
- ・学者・研究者リレートークNo.⑪…………… 7
- ・経済研究会情報⑨ 財界戦略 …………… 8
- ・宇治市の人事監配置問題について…………… 9
- ・全国のホット情報① 道州制 …………… 11

開催告示

2005年5月25日

社団法人 京都自治体問題研究所
第30回 通常総会

社団法人 京都自治体問題研究所理事長 土居 靖範

定款第20条にもとづき、第30回通常総会を下記のとおり開催いたします。

日 時： 2005年7月2日(土) 受付午後1時 開会1時30分

場 所： 職員会館「かもがわ」 2階大会議室

記念講演： 日本の地方自治 その歴史と未来

宮本 憲一さん 大阪市大名誉教授・前滋賀大学長・

元自治体問題研究所理事長

- 議 題： 1、2004年度活動報告、決算案
2、2005年度研究活動方針、予算案
3、役員の選出
4、その他

なお、会員のみなさんには総会案内と出席・委任のはがきをお送りします。
かならず返送いただきますよう、おねがいします。

平和を願う気持ちは、世界共通です NYへ行ってきました NPT要請参加の報告

僕はこの核不拡散条約（NPT）再検討会議の要請行動への参加要請の話がきたときは、「え？何それ？早口言葉？とりあえず青年部長の立場として参加すればいいだけ」その程度に感じていました。しかし参加に向けて、この要請行動の目的や NPT 再検討会議の意味合い等調べていくにつれ、核兵器の恐ろしさは被爆国である日本が一番よく知っていることであり、被爆60年の節目の年である日本が、この核兵器廃絶に向けた運動に参加することは重要な意味を持つと感じ、今回要請代表団として参加しました。京都自治労連からの代表団としては僕を含めて9人で参加しました。

今回の要請行動はニューヨークへ行くためにカンパ集めをすることから始まりました。僕はカンパ集めをするのは初めてで最初は何をすればいいのか分かりませんでしたが、職場の先輩方の協力もあり、このカンパ集めの結果は予想以上に集まったため、すごく嬉しい反面すごく重みを感じました。しかしその分めっちゃ気合いを入れて参加することができました。

出発当日、空港での待ち時間を利用して、向こうでいろんな国の人と交流をした時や署名活動をした時に日本の文化である千代紙による鶴を渡すと喜ばれると聞いたので、みんなで一生懸命作りました。

4月28日の午後にニューヨークに到着し、本格的な活動は29日から始まりました。初めの2日間はニューヨークの中心地であるマンハッタンで署名行動をしました。海外での署名行動は予想以上に難しく、とりあえず「署名をお願いします。」の英語を覚えたので、それだけを連呼していました。やっぱり言葉が通じないのが一番辛かったです。しかし歩道で署名行動をしていた僕達を見て、逆に声をかけてくる車の運転手さんが3人程いたのでビックリしました。

3日目の5月1日には、こんかいの要請行動のメインイベントのパレードがありました。100万人の予定と聞いていたので、僕達京都自治労連代表の9人が埋もれてしまわないように少しでも目立つ行動をして、いろんな国の人達の記憶に残るようなアピールする行動ができるよう考えました。核兵器廃絶を訴える7～8mの横断幕とそろいのハッピーを用意しました。事前に9等分した横断幕には職場の人たちにメッセージを書いてもらいました。このハッピーを着て9人が横に並んで横断幕を持ち、全面通行止めとなった大通り一面をパレードする姿は結構目立っていたので一応成功したと思います。

その後は、国連本部の中を見学したり、



▲最大のイベント・パレードに参加

▼NYで核廃絶を求めて署名行動

関連団体が主催する集会への参加や、ニューヨーク市内の視察に参加しました。いろんな施設を見て感じたのは、どこの施設も「9. 11」以降、セキュリティー・チェックが厳しくなっているという話を聞きました。中には、今すぐ持ち物（カバン類やビデオカメラ等）を捨てなさいと言われた所もありました。今アメリカがテロに対する意識が高いことを、まざまざと感じさせられました。

今回この旅を通じて感じたことは、平和

に対する考え方は世界それぞれ違う考え方を持っていると思いますが、平和を願う気持ちは世界共通であることを感じました。

また、パレードは4万人でしたが、大通りを埋めつくした参加者に、カタコトの言葉で日本から来たことを伝え交流しながらのパレードは充実したものであり、すごく迫力を感じました。これなら翌日の再検討会議に対する影響も、かなりあったと確信しています。

特集 憲法・平和 ②

憲法改正国民投票法案の問題点を探る

飯田 昭（弁護士・当研究所理事）

1. 憲法改正国民投票法案とは

憲法を「改正」するために、まず、国民投票法案を成立させるというものです。憲法を「改正」するには、「改正」案について、①衆議院と参議院の両院で総議員の2／3以上の賛成が得られること、②国会が「改正」案を発議し、国民投票を行って、その過半数の賛成を得ることが必要となります（憲法96条）。国民投票法案は、憲法「改正」のための国民投票のやり方を定める法律です。自民党と公明党の与党協議会は、昨年12月、国民投票法案の「法案骨子」を発表しました。国民投票法案が、今国会に提出される可能性が高まっています。

2. 自民党案の狙い

自民党の「改憲」案の特徴は、①戦争を放棄した憲法9条を「改正」し、日本を「戦争ができる国家」とすること、②戦争を遂行するために「物言えぬ社会」を実現することにあります。国民投票法案は、「戦争する国」づくりを目指す「改憲」案を実現するための重大法案です。国会提出を許さない世論を早急により大きくしなければなりません。

3. 具体的問題点

自民党案には、主な点だけでも次のような問題点があります。

（1）発議・国民投票の方式が条文ごとか、一括提案かを『改正』の発議の際に定める

法律による」としていますが、01 年 11 月の「憲法調査推進議員連盟」の案では一括投票方式を採用していました。

一括投票方式の場合は、例えば、環境権やプライバシー権の規定（注 これらの規定は既に憲法 13 条、25 条で保障されているため、憲法でプログラム規定として規定しても実効性が乏しく、環境基本法、景観法の中で規定して権利として実効あるものにするところこそが求められています）を設けることの宣伝により善意で「加憲論」に惑わされている人は悩んで棄権するか、賛成するという、いずれにせよ憲法 9 条改悪に有利な結果を招くことになります。このような「抱き合わせ販売」を国の根幹にかかわる重大な場面で持ち込むことは国民を欺くものです。

（2）憲法 96 条の「過半数の賛成」の成立要件についても、憲法「改正」の発議の際に定める法律によるとしています。本来「過半数の賛成」の成立要件としては、次の 3 段階があり得るはずですが、③のように緩められる危険性があります。また、最低投票総数も設ける必要があります（住民投票条例の例）。

- ①有権者総数の過半数（棄権者も「改憲賛成でない」として考慮）
- ②投票総数の過半数（白紙等の無効投票も「改憲賛成でない」として考慮）
- ③有効投票の過半数（棄権、白紙等は無視）

（3）国会発議から国民投票までの期日が「30 日～90 日」というのも、改憲という重大問題は徹底した国民的論議が必要なのに、あまりにも短か過ぎます。

（4）国民投票運動に対する規制

- ①投票事務関係者等の国民投票運動禁止（参照：公選法 135 条 1 項・88 条、135 条 2 項、136 条）が計画されていますが、これらの職員も職務外では政治活動は自由であるべきです。
- ②公務員・教員の地位利用による国民投票運動禁止（参照：公選法 136 条の二、137 条）が計画されていますが、職務時間外まで規制するのは表現の自由、教育の自由を制限するものです。
- ③メディアへの規制についても報道、表現の自由を抑制するものです。
- ④公職選挙法にも同様の規制がありますが、特定の候補を選ぶ公選法と、国家の根本規範である憲法改訂との本質的な違いを無視したものです。また、そもそも日本の公職選挙法自体が世界でも稀な言論表現の自由を大幅に制限する憲法違反の疑いが強い悪法であり、特定の候補を選ぶ公選法と、国家の根本規範である憲法改訂との本質的な違いを無視したものです。

「憲法一人生かけて守るもの」と題して全労連の元議長の三人（注：大江洸、三上満、小林洋二の三氏）が、労働者・労組に語りかけようではないかという話が出たのは昨年暮れ。あれこれ電話でのやりとりで決まったのは今年の正月。原稿を書きあげたのは二月も末の方ということで、かもがわ出版も、編集協力の方も大変苦労したことだろう。

私は「九条の会」の九人のアピールを今日の時節「天の声」と称し、それに応える「大地からの声」が湧き上がる必要を痛感している。親しい学者や宗教者と酒を酌み交わしながら「私と憲法」という論議を旺盛にするきっかけを力説していた。しかし酒の方はすすむが本論の方は具体化しないままに時が過ぎていたとき、この「人生かけて…」のブックレットの話があり、私の思いは少し具体化した。しかし、労組の元幹部の書き物が売れるかどうか、世の中で一番面白くないのが労組幹部の話と思い込んでいる私は、かもがわ出版の「勇気」には感服した。

三人の話での私への割当は「蜷川憲法府政」ということであつた。私は自分史にあわせて頭に思いうかぶまを文字にしたが、字数の関係で相当削り取つたので、少々説明不足や歴史的背景の説明不十分を生じている。しかし、私はその歴史的事実の

なかから、とくに今日の自治体労働者とその運動に何らかの「教訓」が引き出され、憲法と地方自治を守るそのたたかいに「歴史」が少しでも役立つことを願って書き綴つたつもりである。

三月下旬世に出回ってから、いかにそれが小さなブックレットでも、ことは憲法であり、著者が元全労連議長ということもあるからだろうか、それなりの話題を提供しているようだ。私の書いた部分から、中小企業労働運動にも共通する内容で、いい学習資料になるという評価で、小さな組織が相当量をまとめ買いしてくれた話、秩父市の小さな保育園の園長さんが自治体行政に要求する心構えの学習資料として相当量の普及をされている話など、思わぬ反響をいただき嬉しい極みである。

京都民報の書評に憲法学者として有名な上田勝美先生が、多大な評価を書いていた中に「これっぽっちもお説教的ではなく、読後感が全く爽やかで、感動をあたえてくれる」という一文がある。「面白くない労組幹部の話」との信条をもつ私としてはたとえようのない嬉しさを感じている。つけ加えれば、このブックレット、今や三刷を終え四刷を準備するほどの普及状況にあるという。

戦後六十年、公選知事の制度となつて、その半分の歴史を憲法知事をかつぎ歩んだ

京都府民の歴史をあらためて深く検証し、
今日に生かしていきたいと心から願う。

(共著「憲法一人生かけて守るもの」は本体600円で「かもがわ出版」から発売中)

研究最前線 学者・研究者リレートーク No.⑪

よい町をめぐり理論

中林 浩（平安女学院大学教授・当研究所常任理事）

最近目にした建築学関係の学術論文に、地域の魅力度を計るのに建物についた名称を手がかりにするのが妥当だという論文があった。たとえば「ヴィラ北白川」とか「北白川ビル」というような建物がどのように分布をしているかを調べ解析すると、北白川という地域の魅力度がわかり計画を立てるときに役立つというものである。住民にアンケートをとって地域の魅力を問うような手間が省けるともいう。都市計画コンサルタントの省力化のための研究かもしれない。数的処理によって学術性を高めているかに見せかける研究はずいぶん多い。

たしかに日本人のあいだで、よい町のイメージが一致しているとはいえない。ピカピカのビルが建ち並ぶ方がいい、自動車道路が縦横に走っていた方がいいと考えるひともしくなくある。これを西山卯三は明治以来の開発幻想と呼んだ。それでも北白川が閑静な住宅街であり、東山や高野川が近く、交通が至便だというようなことは客観的な事実だし、その魅力の根拠は歴然としている。学術的に展開したいのならば、市街地形成の歴史・産業の発展など土台にしなければならない。ところが、景観の善し悪しや生活の質などを語るには、稚拙な

アンケートでもしないと語れないと考えるむきもある。上のような研究よりはアンケートの方がましかもしれないが。

近年の欧米の動向をみると、開発幻想はすでに払拭し、むしろ都市衰退の程度が激しく、苦渋に満ちた状況のなかで人間の住める空間に対する理念が発達したとみた方がいいかもしれない。

1961年の時点で、ジャーナリストのジェイン・ジェイコブスは『アメリカ大都市の死と生』を著し次のように主張した。街路は曲がっていて自動車がゆっくり走り、人通りが多くなるので、犯罪も起きにくい町になる、古い建物を残すような再開発して、中小企業と住宅、低所得者と高所得者、いろいろなものが混ざっているのがいい、町の中心の多様性が文化活動・芸術の場を支えると。

30年後アメリカではその流れをくむニューアーバニズムという思想が生まれた。自動車に依存しない交通体系、日常生活のために多機能な生活圏、計画策定へのコミュニティの参加などを主張している。イギリスでも「アーバンヴィレッジ」という運動があり、かなり共通する主張をしている。

これらは二十世紀の人間性を無視した大規模開発や自動車優先の都市計画への明ら

かな反省である。欧米でも日本と同じ矛盾をかかえているわけであるが、人間的な空間づくりの論理が政策・事業にいくぶんかは組み込まれている。都市再生の事例などをみると、違いは歴然としている。日本政

府の「都市再生」はまったくまがい物であることがわかる。居住者の常識からみてわかりきったことについて数字をこねくる研究は、乱開発を乱開発といわせない役割を間接的に果たしている。

経済研究会情報 ⑨

京都の経済を考える―財界戦略と京都経済

京都経済研究会事務局 大貝 健二（京都大学大学院）

今回は、岡田知弘氏より「財界戦略と京都経済」について報告していただきました。

報告の内容は、主に①地域財界とは何か、②京都財界とは何か、③京都財界の戦略展開の歴史的把握、④現状分析という 4 点にまとめられますが、紙面の制約上、ここでは報告後の自由討論に限って内容をまとめさせていただきます。岡田氏の報告内容に関しましては、今秋に出版される予定の本に掲載されるそうです。またご案内させていただきますが、そちらを参照していただければと思います。

自由討論では、①京阪神地域での副都心構想と財界の動きにはどのような関係があるのか、②関西財界の中での京都財界の力はどれほどのものなのか、という質問が出されました。これに対する返答として、まず①については、岡田氏から概略以下のような説明がなされました。「近年の三位一体の改革により、都道府県で見れば交付金が増加するのは東京だけであり、その他の府県では削減されるという見方がなされています。そのような中で、2000 年の大金融再編に伴って、住友や三和、またその傘

下の企業の本社機能が東京へ移転したことによる、大阪へのダメージは京都以上に深刻です。かつて関西地盤沈下論が言われていたときに、関西国際空港や学研都市の建設が進んだように、現在もそれに代わるものがほしいというのが関西財界の望むところであり、そこから出てきた構想が、災害列島化の中での首都機能の分散、すなわち関西副都心構想であると思われます。しかし、日本全体の財界の力関係で見ると、この副都心構想は非常に難しいと考えられます。その理由としては、対外直接投資による投資収益のうち、7 割が東京、1 割強が大阪、1 割弱が愛知、そして残りの約 1 割がその他の地域というように、投資収益のほとんどが東京に集中しているからです。さらに、海外部門の本社機能の充実を図るために首都圏の再開発が行われているのであり、このような状況の中で、関西を副都心として大規模な開発を行っていくのは、よほどの強制的な権限を行使するというようなことがない限り、不可能であると思うからです」。

次に②の関西財界の中での京都財界の位

置づけに関しては、「関西財界の中では、やはり一番力を持っているのは大阪です。その理由としては、関西電力や大阪ガスといったインフラ系や、金融機関をはじめとして、あらゆる分野で力を持っていることが挙げられます。このような状況が、関経連の人事配置にも反映しており、正副会長には京都から一人しか出ていません。最近では京都よりもむしろ神戸の方が強いかなと思います。また、京都財界の構成員は、戦後に京都銀行によって育成された新参者であり、ローカルなレベルでの力を持つに過ぎず、関経連においても発言権は小さいのではないのでしょうか」という意見が出されました。

これを受けて、過去の京都府政と関西財界との関係について議論が及び、第3次、

第4次京都府総合開発計画も、亀岡などを大阪通勤圏のベッドタウンとして位置づけており、あくまでも関西財界の地域戦略の一部としての位置づけであったという指摘がありました。

さらに、山田府政になって、京都財界との結びつきが強くなったことも論点提起されました。その例として、中小企業総合センターの経営支援機能を京都産業 21 へ統合したことが挙げられました。つまり、京都産業 21 での支援体制には、IT、ベンチャー企業関連の支援はあっても、和装・伝統産業などに対する支援体制は事実上無いということの指摘であり、これによって京都府の商工業行政は、京都財界が掌握したという見方も出来るのではないかといった意見も出されました。

一緒に考えたい！

宇治市の「人事監」配置問題について

中根 誠喜（宇治市職労書記長）

宇治市長は、3 期目登庁後の職員訓示の中で、市長直轄組織として「人事監」を民間から登用し、労使交渉の担当窓口の中心に据える考えを明らかにするとともに、「市役所の常識ではなく、市民の常識で判断できる人を！」との意向を示しました。4 月 1 日付けで市長が「人事監」に任用したのは、「久保田市長の初回の市長選挙でも重要な役割を果たした、いわば市長の一心同体的人物」（「洛南タイムス」）の元松下労組支部委員長・平本恵氏（53 歳）でした。

今後副市長に代わって、職員団体に関することを所掌する「人事監」が、職員団体との交渉にあたるとしています。「人事監」は正に市長の直近下位の組織であり、地方自治法第 158 条に基づき、「内部組織の設置及びその分掌する事務については、条例で定められるべき」ものです。しかし、市長は「人事監は職であって組織ではないので、条例で定めなくてもよい」と強弁しています。

また、地公法 § 55-4 では、「職員団体が交渉することのできる地方公共団体の当局

は、交渉事項について適法に管理し、又は決定することのできる地方公共団体の当局とする」とされています。議会での同意承認もなく、内部組織でもない、単なる「職」である「市長お気に入りの人」の「人事監」が、職員団体と交渉できるのか疑問です。

「人事監」の職について、宇治市は、地公法 § 3-3-3 の「非常勤の顧問、参与に準ずる者の職」としています。しかし、「私の知る限りは聞いたことがない」（府・地方課長）、「地公法の非常勤特別職は、顧問などの補助的な業務を指す。重要ポストは想定しておらず、同様の例は知らない（総務省・公務員課）」（「京都新聞」050331）とし、人事監の任用問題はまさに法の想定を超えた内容となっています。

更に「人事監」の報酬 77 万円については、市長 103.5 万円、副市長 86 万円に次ぐ額であり、常勤の特別職である収入役や教育長の 75.5 万円より高額となっています。しかも、「人事監」は非常勤で、週 30 時間以内の勤務であることを考えると妥当な額とは到底言えません。

初回の選挙時、市長の出身母体である松下労組支部長として、その陣頭指揮にあたってきた人物を登用することは「行政の私物化」の批判は免れません。マスコミからも「…自らの出身労組の人材を市長自身の判断で任命したことは『身内びいき』と疑われる余地を生んだ。…人選の透明

性と年間 1000 万円以上の支出について、納税者を納得させる言葉が必要だ」（「京都新聞」050331）と厳しく指摘されているのも当然のことです。また、着任早々の「人事監」は、マスコミのインタビューに答え「抱負」を語っています。その中で「頑張っている人がそれなりに報われる制度が必要」など、人事・給与制度まで踏み込んだ問題発言を行っています。

このように、「人事監」制度は法的にも市民的にも様々な問題を内包する制度となっています。この間、春闘要求書の回答交渉を配置してきましたが、交渉の最高責任者として市長自らが交渉に参加したため交渉配置を行ってきたものです。上記の諸問題や、人事監の権限や責任が不明確な現時点では、市職労として「人事監」を容認し、交渉相手として認めているものではありません。

大阪市の職員「厚遇」問題や、利潤と効率最優先の経営方針がもたらした JR 福知山線脱線事故にみられるように、行政や企業を厳しくチェックする労働組合の存在が今日ほど大切な時はありません。市職労は、引き続き組合員の皆さんの団結の力に依拠しながら、憲法と地方自治法に基づき、市民のいのちと暮らしを守り発展させる市政めざして奮闘する決意です。

紹介

日本の地方自治 その歴史と未来

宮本 憲一 著

地方自治の未来を探究するみなさんの必読の書

自治体研究社 刊

全国のホット情報 ①

道州制の動きは、首都圏でここまで来ている

鈴木 正彦（千葉県自治体問題研究所事務局長）

3月13日投票の千葉県知事選挙は現職の堂本暁子氏＝民主、公明、社民、市民ネット支持＝が大接戦の末、森田健作氏＝自民支持＝を破り、再選を果たした。山田安太郎氏＝共産推薦＝は前回の河野泉候補が獲得した24万票に及ばなかった。

堂本960、125 森田954、039 山田162、684。

この短い報告では、都道府県合併・首都圏連合について述べたい。

森田候補のキャッチフレーズは「元気モリモリ、千葉日本一」。3つの政策実行宣言として①日本一安心・安全な千葉の実現②首都圏連合の推進で『東京湾アクアライ

ン』通行料800円の実現③すべての親が安心できる小児救急医療体制の確立を。

サブのキャッチフレーズは「千葉・東京・神奈川・埼玉の知事連合で千葉が主役の輝く首都圏をつくろう」というものであった。そして終盤、石原都知事、松沢神奈川県知事が首都圏連合実現を訴えて森田候補の応援に立った。

自民党が昨年12月に発表した（その後取り消し）憲法改正草案大綱は「参議院は各道州ごとに選挙された議員・・・」となっているが、道州制への動きは急ピッチである。

京都府政情報 ⑥

「府民発府政運営」の虚像と実像

内野 憲（京都府職労副執行委員長）

今の府政が府政を経営体と位置づける考え方であるNPM（ニュー・パブリック・マネジメント）によって運営されていることは、この間、いくつかの事例で明らかにしてきました。今回は、NPM方式がもつ必然的な組織運営の姿である「府民無視の府政運営について」、「府民発府政運営」の虚像と実像ということで、二つの点を報告します。

その一つは、当然のことながら、府民の

声でなく、NPM主義経済学者等の重用です。京都府は昨年5月、経営戦略室の設置とともに経営戦略会議を立ち上げました。それに先立つ2月と3月に「経営戦略会議」（有識者との意見交換）を開催していますが、その中心には、「中小企業をただ延命させるだけでは経済のダイナミズムは生まれない。成長力のあるところを支援し産業構造を変える」と主張する林俊彦氏（スタンフォード日本センター理事長）、「新し

い歴史教科書をつくる会」の賛同者であり、4つの都立大学を独立行政法人化する推進者の役割を担った川勝平太氏（国際日本文化センター教授）がいました。NPM方式での自治体再編を強引にすすめる横浜市長のブレーンである北沢猛氏（都市デザイナー・東京大学大学院工学系研究科助教授・横浜市参与）や「新行政経営マニュアル・イギリスのNPMに学ぶ」との本を監修した石原俊彦氏（関西学院大学産業研究所教授）を京都府参与に迎えています。

京都府は、今、様々なアクションプランを作成しつつありますが、それらの中心にNPM主義者がすわり、「経営体としての府政運営」が強まるおそれがあります。

二つ目は、「新たな人事評価システム」の導入です。今年の1月、本庁課長級を対

〈お詫び〉「暮らしと自治京都」5月号に一部乱丁がありました。お詫び申し上げます。

お申し出のかたには、正しいものをお送り致します。

象にした「新たな人事評価システムの模擬評価」を強行しました。本来、公務職場は憲法15条に規定されているように、「全体の奉仕者」としての公務員がそれぞれの専門性と特性を発揮しながら住民の福祉の向上のために組織的に運営されるべきものです。

組織的に運営されるべき業務内容を個々の職員の「実績」評価の対象してしまう人事評価制度の導入は、「住民の福祉の向上に組織として責任を持つこと」を弱めるとともに、「府民の目線ではなく、トップの目を意識するヒラメ型職員をつくりあげる」ことになります。その結果、府民の声が府政に届かなくなるのは明らかではないでしょうか。

憲法を活かし、自治の力で、暮らしと地域の再生を

第47回自治体学校

2005年7月22日(金)~24日(日) in 金沢

●開校にあたって
ご挨拶と
金沢市のご紹介
山出保・金沢市長

●第1部=記念講演
「暮らしと地域の再生を目指す自律の
うねりを~自治体再編の幻想を超えて」
講師：岡田知弘氏（京都大学）

●第2部=特別報告
「自治の息吹」 コメンテーター：永山利和氏（日本大学）
報告（予定）：中越大地震からの復興、自律計画のまち・津南 ほか

内容充実、初心者大歓迎 4講座、11分科会、5中規模教室
4現地分科会（用水と兼六園、一向一揆と自治、内灘と平和、伝統産業）
全体会：石川県立音楽堂／分散会：金沢市内施設
参加費：会員12000円、一般14000円〔日割り、新規入会者・学生院生・青年等割引有〕

資料請求は—
自治体学校実行委員会
事務局・自治体問題研究所
TEL03-3235-5941
FAX03-3235-5933

青年割引
最大6500円
始めました。

